

Ⅲ 福祉用具の安全な活用と事故防止の 環境づくりのための調査

III 福祉用具の安全な活用と事故防止の環境づくりのための調査

1. アンケート調査の概要

本事業では、前記Ⅱのとおり、事故予防に必要な安全確認の技術の習得と、職種間の連携方策を構築する目的で、福祉用具専門相談員と訪問介護員との連携研修をモデル的に行った。このテーマをより深めるためには、両職種が所属する福祉用具貸与事業所と訪問介護事業所における事故防止への取組や、両事業所の連携実態等を把握し、課題を浮き彫りにする必要がある。そこで、本事業では、連携研修と並行して、全国の福祉用具貸与事業所と訪問介護事業所を対象にアンケート調査を実施した。委員会では、全体での討議に加え、「調査担当グループ」を中心に調査票の設計、集計分析等を行った。

(1) 調査の目的

本調査では、以下の目的でアンケート調査を行った。

- ① 福祉用具貸与事業所の事故に関する仕組みを知る
- ② 訪問介護事業所と福祉用具貸与事業所における情報共有・連携実態を知る
- ③ 現在の福祉用具の事故防止に関わる事柄の認知度を知る

(2) 調査対象

全国の福祉用具貸与事業所・訪問介護事業所をランダムに抽出。現場で実際にサービスをされている方のうち、福祉用具専門相談員・訪問介護員としての実務経験年数が最も長い方に回答してもらうよう依頼した。なお、対象名簿は、独立行政法人福祉医療機構が運営するWAMNETの抽出機能を利用した。

- 訪問介護事業所：全国の訪問介護事業所（29,748件）のうち、1,488件を無作為抽出
- 福祉用具貸与事業所：全国の福祉用具貸与事業所（8,506件）のうち、1,487件を無作為抽出

(3) 調査方法

アンケート調査用紙を各事業所の管理者へ郵送配布、返信用封筒にて回答用紙を回収した。

(4) 調査期間

平成23年11月21日（月）～平成23年12月6日（火）

(5) 回収状況

- 福祉用具貸与事業所：配布数 1,487 有効回収数 555 有効回収率 37%
- 訪問介護事業所：配布数 1,488 有効回収数 419 有効回収率 28%

(6) 集計等の結果

- 2. 福祉用具貸与事業所・単純集計（86頁～98頁）
- 3. 福祉用具貸与事業所・クロス集計（99頁～101頁）
- 4. 訪問介護事業所・単純集計（102頁～110頁）
- 5. 訪問介護事業所・クロス集計（111頁～112頁）
- 6. 福祉用具貸与事業所、訪問介護事業所の共通設問比較（113頁～120頁）

2. 福祉用具貸与事業所・単純集計 (N=555)

基本属性

回答者の属性をみると性別では「男性」が76.6%と8割近くを占めている。

年齢では、「30歳台」が33.9%と最も多く、次いで「40歳台」が24.9%の順となっており、この両方で6割近くを占めている。

図表 58 性別

	回答数	パーセント
男性	425	76.6
女性	125	22.5
無回答	5	0.9
合計	555	100.0

図表 59 年齢区分

	回答数	パーセント
20歳台	42	7.6
30歳台	188	33.9
40歳台	138	24.9
50歳台	112	20.2
60歳以上	56	10.1
無回答	19	3.4
合計	555	100.0

問I 働いている場所など

福祉用具貸与事業者の回答のあった中から、無回答を含む内容をみると、働いている事業所の種別では「民間企業（株式会社・有限会社）」が91.0%とほとんどを占めている。利用者に直接係わる業務に携わっているでは「している」が96.0%とほとんどを占めている。

図表 60 I-1 働いている事業所の種別

	回答数	パーセント
民間会社(株式会社・有限会社)	505	91.0
医療機関・医療法人	10	1.8
生活協同組合	1	0.2
農協・JA	11	2.0
社会福祉法人	9	1.6
社会福祉協議会	3	0.5
NPO 法人	4	0.7
その他	5	0.9
無回答	7	1.3
合計	555	100.0

図表 61 I-2 利用者に直接係わる業務に携わっていますか

	回答数	パーセント
している	533	96.0
していない	17	3.1
その他	4	0.7
無回答	1	0.2
合計	555	100.0

福祉用具専門相談員としての職歴では、「5年以上～10年未満」が40.5%と最も多く、次いで「10年以上」が28.3%となっている。この両方を合わせた5年以上は7割近くを占めている。

現在の事業所での入社・入職歴では、「5年以上～10年未満」が38.0%と最も多く、次いで「10年以上」が34.6%となっている。この両方を合わせた5年以上は7割以上を占めている。

図表 62 I-3 福祉用具専門相談員としての職歴

	回答数	パーセント
3年未満	94	16.9
3年以上～5年未満	76	13.7
5年以上～10年未満	225	40.5
10年以上	157	28.3
無回答	3	0.5
合計	555	100.0

図表 63 I-4 現在の事業所の入社・入職年数

	度数	パーセント
3年未満	80	14.4
3年以上～5年未満	72	13.0
5年以上～10年未満	211	38.0
10年以上	192	34.6
合計	555	100.0

福祉用具貸与事業所を「併設している」というところは22.7%と少なく、「併設していない」が72.3%と7割以上を占めている。

図表 64 I-5 訪問介護事業所の併設の有無

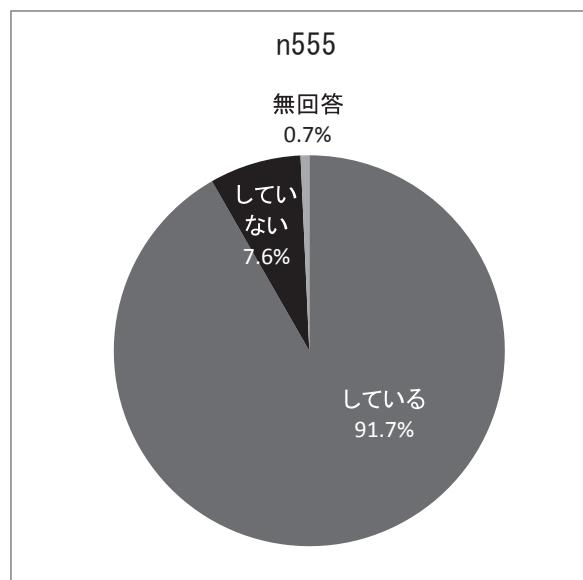
	回答数	パーセント
併設している	126	22.7
併設していない	401	72.3
同一法人の他事業所で併設している	27	4.9
無回答	1	0.2
合計	555	100.0

問Ⅱ 福祉用具の活用や事故防止に関して貴事業所の取り組みなど

Ⅱ-1 定期的なモニタリング

定期的なモニタリングでは「している」が91.7%（509人）とほとんどを占めている。

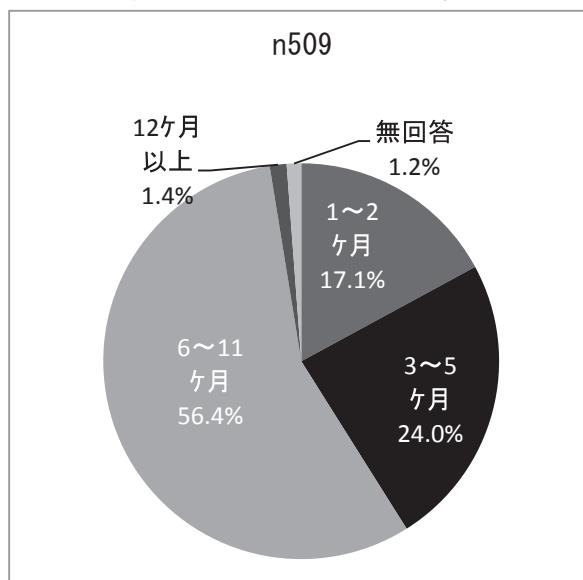
図表65 定期的なモニタリング



Ⅱ-1-2 モニタリングの頻度

その頻度をみると「6～11ヶ月」が56.4%（287人）と最も多く、6割近くを占めている。

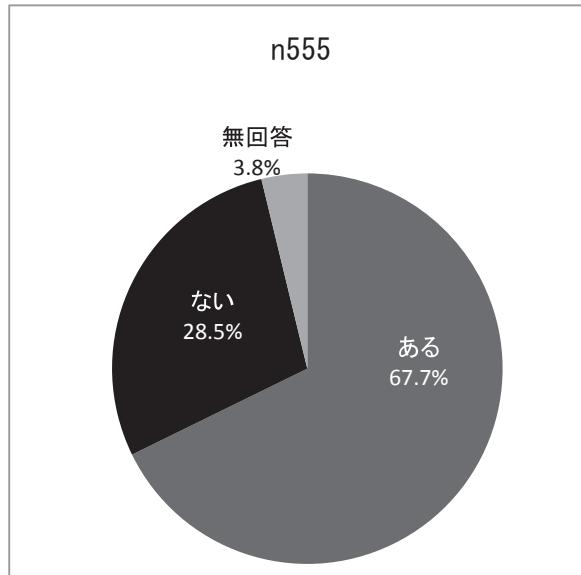
図表66 モニタリングの頻度



II-2 利用者や家族から意見を聞く仕組み

利用者から意見を聞く仕組みでは「ある」が67.7%（376人）で7割近くを占めている。

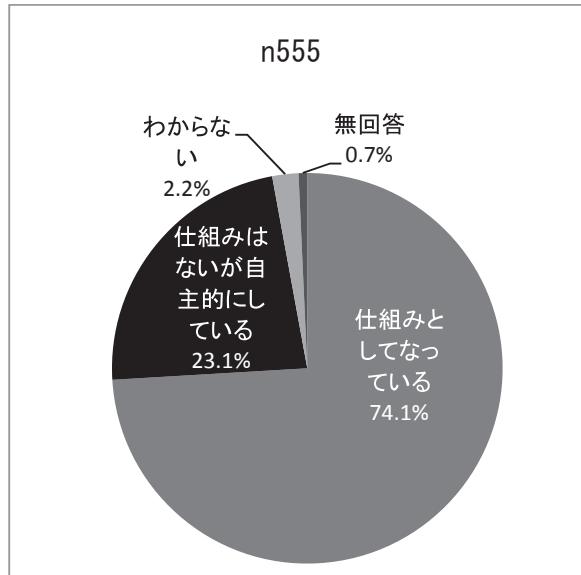
図表67 利用者や家族から意見を聞く仕組み



II-3 福祉用具利用後の状況に関してケアマネジャーへ報告する仕組み

また、福祉用具の利用後の状況に関してケアマネジャーへ報告する仕組みでは「仕組みとしてなっている」が74.1%（411人）で最も多く、7割以上を占めている。

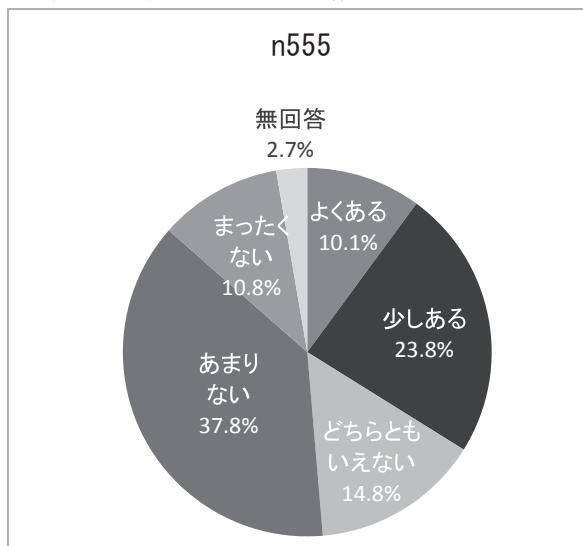
図表68 ケアマネジャーへ報告する仕組み



II-4 訪問介護事業者への連絡

訪問介護事業者への連絡では「あまりない」が37.8%（210人）で最も多く、「まったくない」の10.8%（60人）を合わせると半数近くを占める。

図表 69 貸与 訪問介護事業者への連絡



II-4-1 訪問介護事業者への連絡の具体的な内容

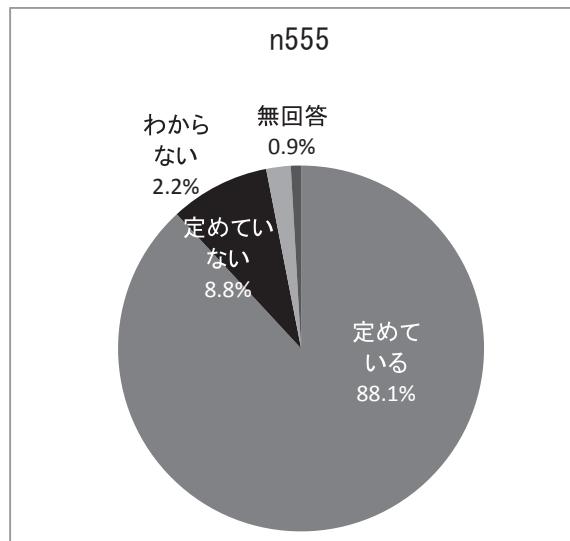
具体的な記述が180件ほどあるが、いくつかを抜粋すると以下のようなものである。

- 用具を利用者宅に導入の際に立ち会ってもらい、操作方法や使用上の注意を説明している。
- 訪問入浴に合わせて、マットレスの入れ替えをする時、リフトの取扱いについての説明をする時、独居の方へ 訪問介護サービス時間帯に合わせて納入する時等
- 独居の利用者の方が福祉用具レンタル開始される際は、必ずヘルパーの方に操作方法、危険行為について説明を行なっています。操作が特殊なレンタル商品についても説明を行い、質問があれば随時対応としています。
- あまりリフト導入のケースはありませんが、ヘルパーがリフトを操作する場合は、ヘルパー含めサービス提供責任者に指導を行います。他、スライディングボードについても同様
- エアーマットやリフト導入時の利用説明やスロープ利用時も同様。可能な限り、同席して頂くようしている。（納入時）
- 3～6ヶ月くらいの間隔で、訪問介護員の意見等（様子をうかがう）を聞いたりします。
- エアマットレス、エーカクション、車いす等、新しく納品する際に使用方法や注意事項を説明します。不定期ですが年に数回ヘルパー研修会で福祉用具を取り上げていただいています
- ベッドモーター機能やエアマットの特性（排泄介助や端座位時のモード設定等）。車いすの機能説明等、利用者のADLに合わせた福祉用具の活用法や注意事項を伝達致しております
- レンタル品の商品説明、又は独り暮らしの利用者宅へのモニタリング 時間の調整
- エアーマットのチューブの折り曲り等に注意することや車いすに人を乗せて移動時の足のつま先が壁やドア等にあてて、ケガをさせないようにすること等の内容

II-5 事故発生時の対応の仕組み

事故発生時の対応の仕組みを「定めている」というところは88.1%（489人）と9割近く占めている。

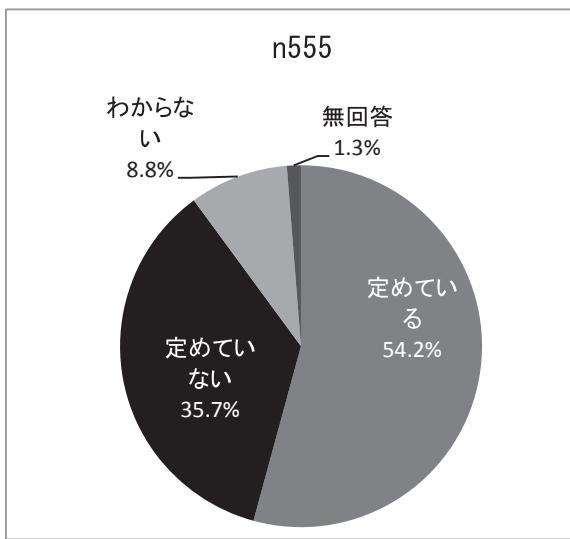
図表70 貸与 事故発生時の対応の仕組み



II-6 事故を定義づける文書

さらに事故を定義づける文書では「定めている」というところは54.2%（301人）と5割を超えている。

図表71 貸与 事故を定義づける文書

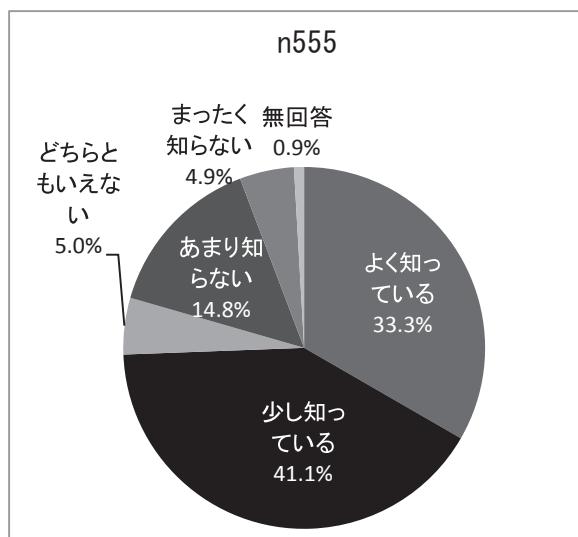


問Ⅲ 福祉用具の活用や事故防止に関して知っていることなど

Ⅲ-1 事故情報の公表

事故情報が公表されていることをみると「少し知っている」が 41.1%（228 人）と最も多く、次いで「よく知っている」が 33.3%（185 人）となっている。この両方を合わせると 7 割以上を占めている。

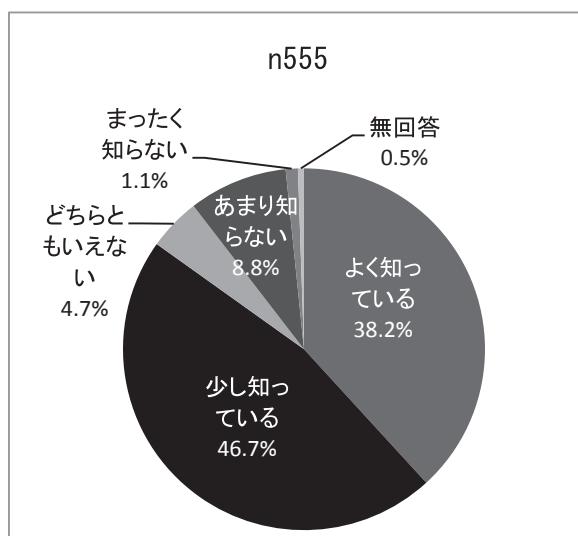
図表 72 貸与 事故情報の公表



Ⅲ-2 福祉用具 JIS が規定する福祉用具の種類

福祉用具 JIS が規定する福祉用具の種類についてみると「少し知っている」が 46.7%（259 人）と最も多く、次いで「よく知っている」が 38.2%（212 人）となっている。この両方を併せると 8 割以上を占めている。

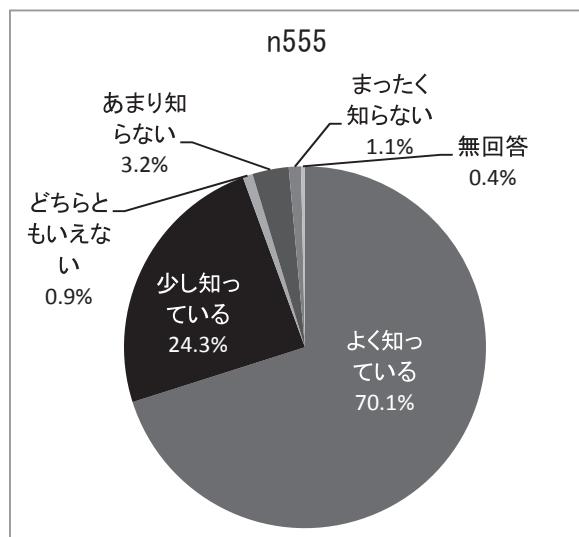
図表 73 貸与 福祉用具 JIS が規定する福祉用具の種類



III-3 業界団体が行っている注意喚起の活動

また、ベッド柵の挟み込み事故などに対して、業界団体が注意喚起の活動をおこなっていることでは「よく知っている」が 70.1%（389 人）で最も多く、次いで「少し知っている」が 24.3%（135 人）となっており、両方を合わせると 9 割以上を占めている。

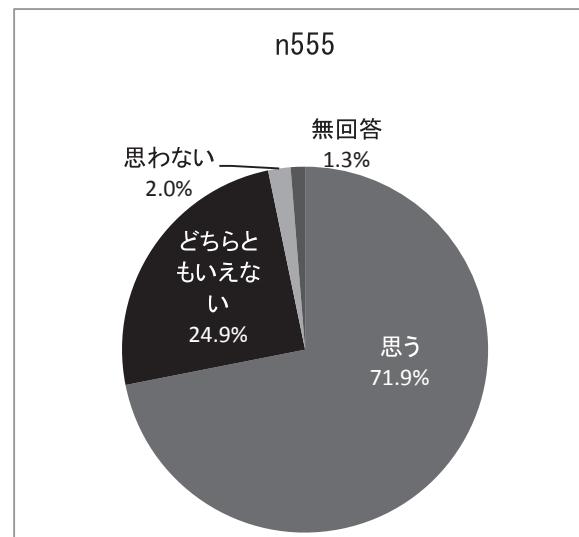
図表 74 貸与 業界団体の注意喚起の活動



III-4 福祉用具が有効に活用されていますか

福祉用具が有効に使われているかという問いで、「思う」が 71.9%（399 人）で最も多い。

図表 75 貸与 福祉用具が有効に活用されているか



III-4-1 福祉用具が有効に活用されていると思う具体的な内容

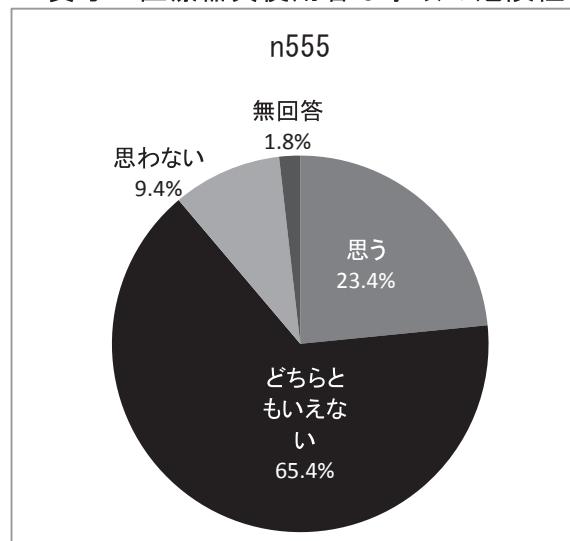
具体的な記述が340件ほどあるが、いくつかを抜粋すると以下のようなものである。

- リフトをつけることで（活用する）、介護者に力がなくても、トランスファー可能となる。
- ベッドの高さ調整機能を使うことで、介護者の負担が軽減し、腰痛が緩和された。それにより在宅介護を継続することが可能になった。
- 移動用リフトを導入した事により、座りから立ち上がりが楽になり、本人の自立への意欲が増し、デイ・サービスに喜んでいけるようになりました。
- ベッドの利用により、本人の離床動作がしやすくなったり、家族の介護負担が軽減された。車いすの利用により、本人の活動範囲が広がった。
- トイレまで行くのに、4つんばいであったが、手すりを取り付ける事により、2本の足で自立し、歩行して行くようになった
- 身体状況に適合した車イスに変わったことにより、外出する時が増えた。
- 要介護1以下の方へ、一般のベッドからの起居動作や立ち上がりに特殊寝台付属品のかわりにたちあっぷを利用している。
- ベッドを使用される事で起き上がり立ち上がりが容易になり、自立支援にもなり、介助負担の軽減にもなっています。
- 住宅改修が困難な場所での手すりレンタルは、利用者の補助となるだけでなく、行動そのものへの意欲につながっている。また歩行器は、その人その人の、その時々の状況に合わせて、機種を変更でき、利用者が最後まで自分の力で歩くという希望をつないでくれていると思う。特殊寝台に関しては、機能の使用方法を繰り返し説明し、利用者だけなく介護者も体の負担を軽減する介護を可能にしている。
- 立ち上がりが困難な方が、介助によりトイレから立ち上がっていたが、トイレの手すりを利用することで、介助なしに立ち上がれた
- 褥瘡予防用具を導入した事で、褥瘡が軽減したり、きちんと選定することで色々な事が良くなっていく事が多い
- 麻痺があり自室に閉じこもりがちだったが、自走式車いすを導入したこと、自宅内の行動が容易に行えるようになり、家族とコミュニケーションがとれるようになった。

III-5 医療器具使用者は福祉用具の事故の危険性が高い

また、医療器具などを使用している利用者の福祉用具の事故の危険性の高さでは「どちらともいえない」が、最も多く、65.4%（363人）を占めている。

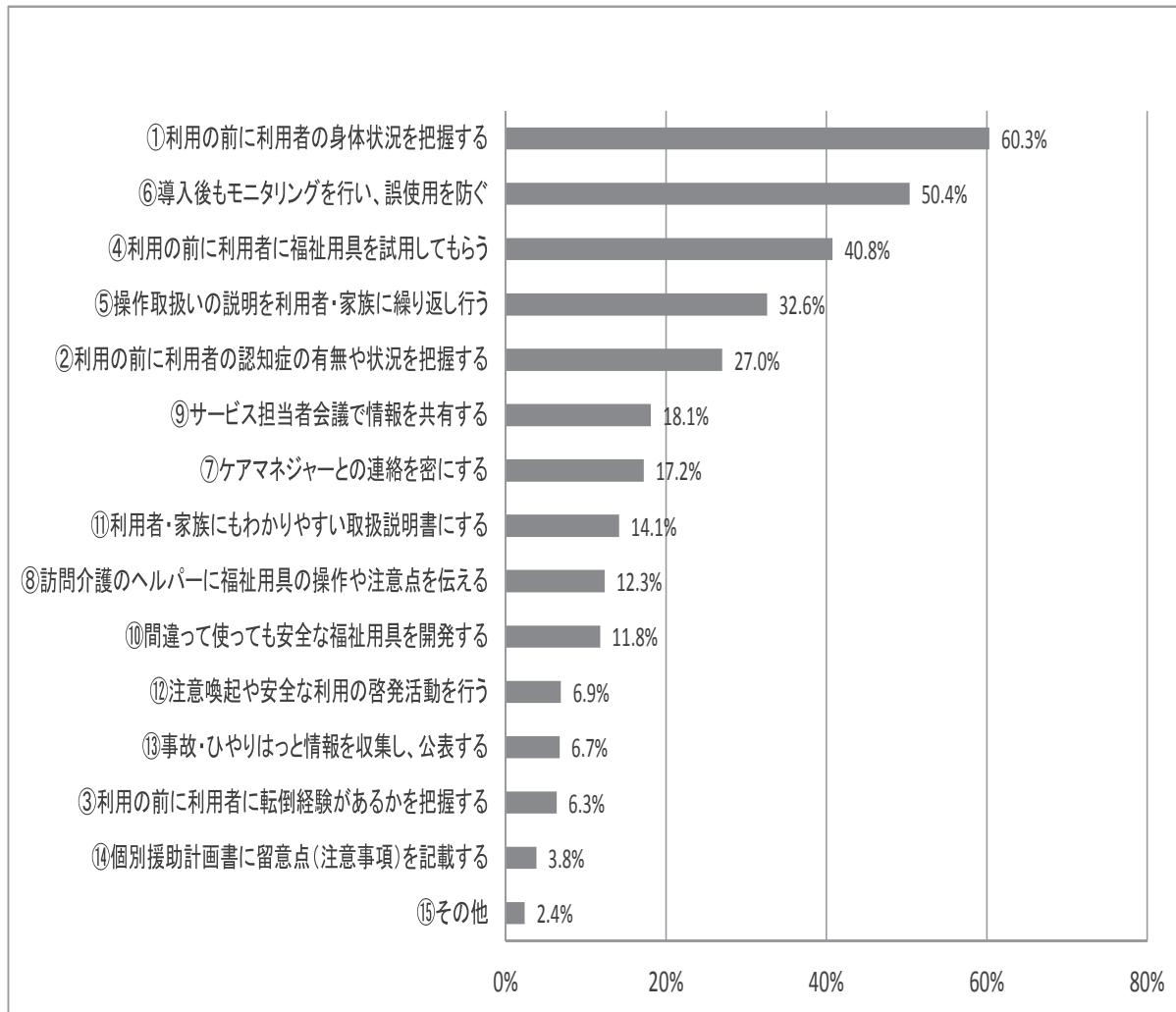
図表 76 貸与 医療器具使用者は事故の危険性が高い



III-6 福祉用具に係わる事故を減らすための考え方 複数回答（3つまで）

福祉用具に係わる事故を減らすための考え方として「①利用の前に利用者の身体状況を把握する」が 60.3% (333 人)、次いで「⑥導入後も、モニタリングを行い誤使用を防ぐ」が 50.4% (278 人)、「④利用の前に利用者に福祉用具を試用してもらう」が 40.8% (225 人) の順となり、この 3 つが上位を占めている。

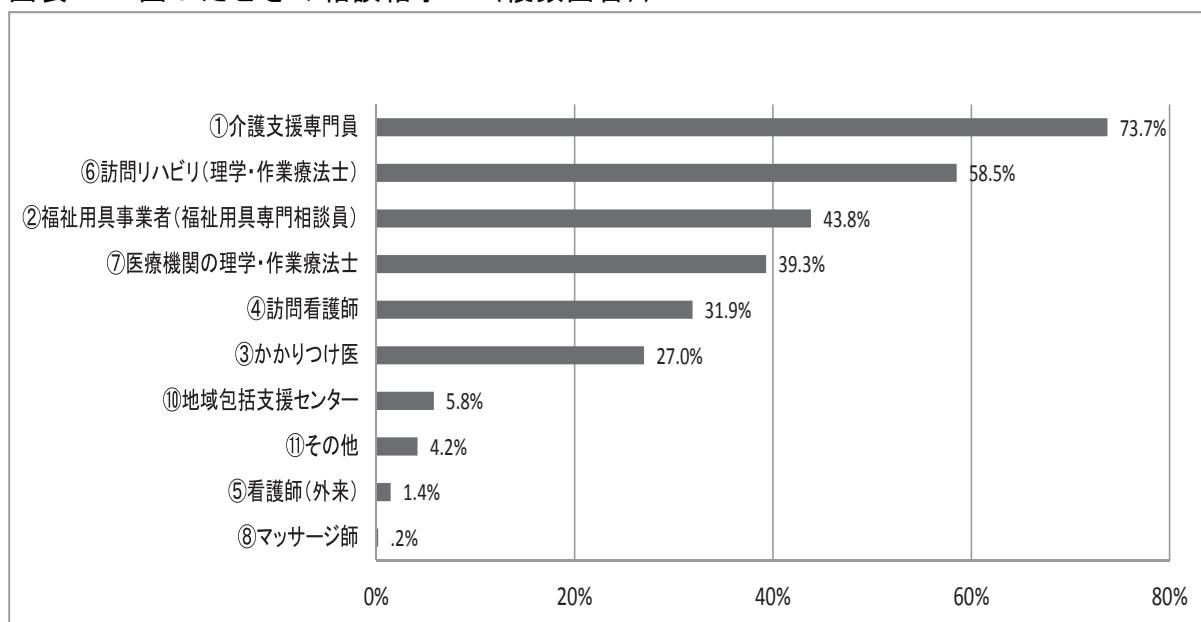
図表 77 福祉用具の事故を減らすための考え方（複数回答）n552



III-7 困ったときの相談相手 複数回答（3つまで）

福祉用具の利用を進めるために困ったときの相談相手として「①介護支援専門員」が 73.7% (407 人)、次いで「⑥訪問リハビリ（理学・作業療法士）」が 58.5% (323 人)、「②福祉用具事業者（福祉用具専門相談員）」が 43.8% (242 人) の順となり、この 3 つが上位を占めている。

図表 78 困ったときの相談相手（複数回答） n552



III-8 福祉用具の安全な活用に向けた連携について（自由記述）

具体的な記述が220件ほどあるが、いくつかを抜粋すると以下のようなものである。

- 搬入時のチェックリスト及び計画書の留意点に記入して渡すようにしています（ケアマネジャーにも送付）
- 地域包括支援センターのケアマネジャーやサービス担当者会議等で情報を共有し合うことが大切だと思う
- 市町村の支援センター等での定期的な勉強会（用具利用時の事故等の注意点など）
- 軽度者に対しての例外給付申請が困難な状況のため、点検や消毒など基準がない安易な一般レンタルの普及により、質を高め事故を防ぐモニタリングがなされず、事故やトラブルが以前よりも増えていると思います。安全な福祉用具の活用を目指すのであれば制度を改正し、一般レンタルではなく介護保険でのレンタルをしやすくする必要があると思います。またレンタルだけではなく販売品の点検も行い事故防止に努める。
- 在宅で福祉用具を利用することが多いヘルパーには使用の説明を密にする必要がある
- 福祉用具の安全性はメーカーの努力により年々改善しているが、利用者は時として想定外の使い方をする場合があるので、利用者の状況を把握し、適切な用具を利用していただき介護にかかわる人全員で安全に事故のないように取り組んでいかなければならない
- 定期的なサービス担当者会議の開催。モニタリングを通してケアマネジャーへの報告を行い、家族、利用者とも使用状況等を確認し説明（取扱い）を何度もしていく
- 用具の貸与のみのサービス利用者が多いので、納品後のモニタリングを強化する
- アフターサービス点検を十分に行い、身体レベルの変化等を本人やリハビリ関係者に伺い、本人や家族たちと連携して行くことが言えると思います。（大事だと思います。）
- どんなに注意しても事故が発生する時があります。家族の支援者がいない場合や日中一人でいる時間が長い等、家庭環境によってはどうにもならない事があります。ヘルパーや訪問看護師やケアマネジャー等よりご利用者と接する機会が多い方との連携や連絡を密にし、不安、疑問、質問に対応したい。

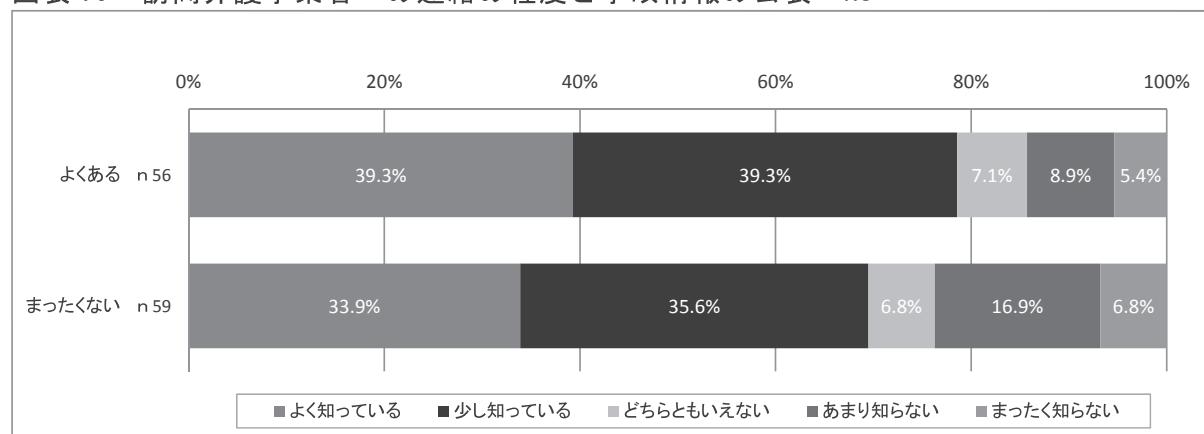
3 福祉用具貸与事業所・クロス集計

福祉用具貸与事業所のなかで訪問介護事業所への連絡やモニタリングの頻度と福祉用具の事故防止に関するクロス集計を行った。 χ^2 二乗検定で有意なものにはグラフの中で*等で示している。
(*** : $p < .001$ 、 ** : $p < .01$ 、 * $p < .05$ 、 n.s : not significant)

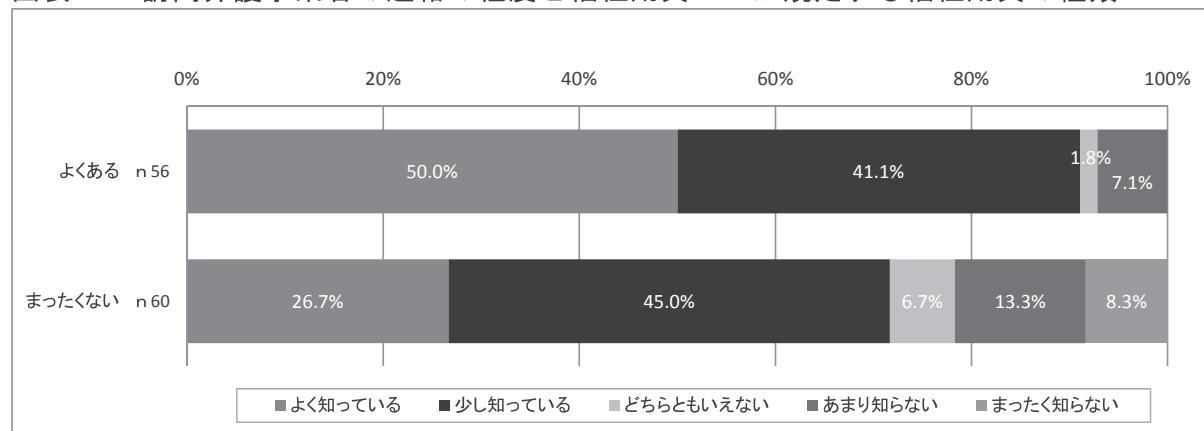
訪問介護事業者への連絡と事故防止等の関連

訪問介護事業者への連絡と事故防止等の関連をみると、以下のグラフで分かるように連絡を良くとっている事業者ほど「事故情報の公表」や「福祉用具 JIS が規定する福祉用具の種類」、「業界団体の注意喚起の活動」を良く知っており、関係性が強いといえる。

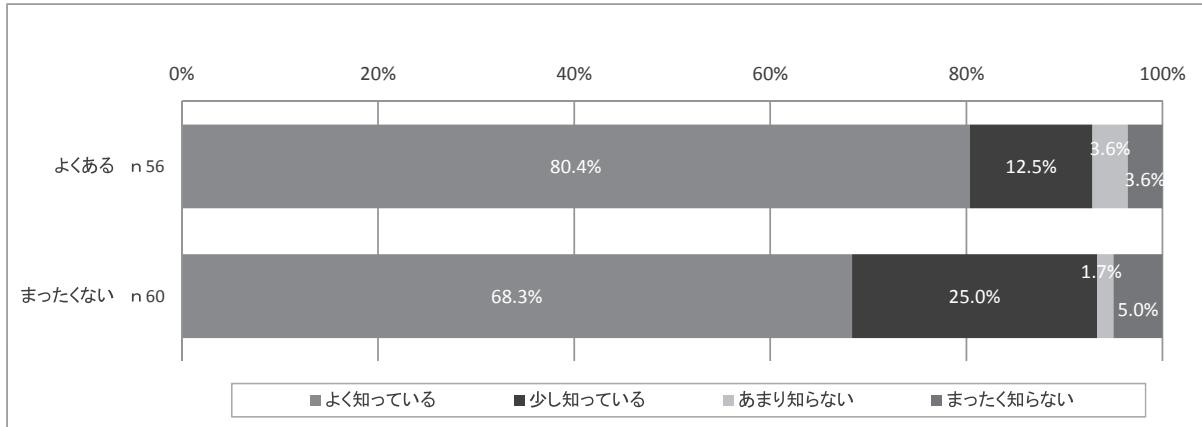
図表 79 訪問介護事業者への連絡の程度と事故情報の公表 n.s



図表 80 訪問介護事業者の連絡の程度と福祉用具 JIS が規定する福祉用具の種類 *



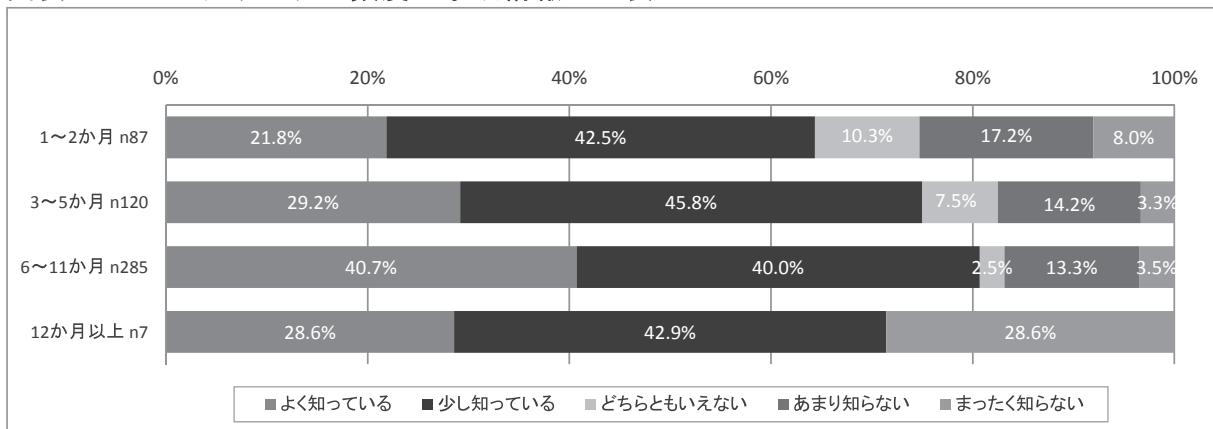
図表 81 訪問介護事業者の連絡の程度と業界団体の注意喚起の活動 n.s



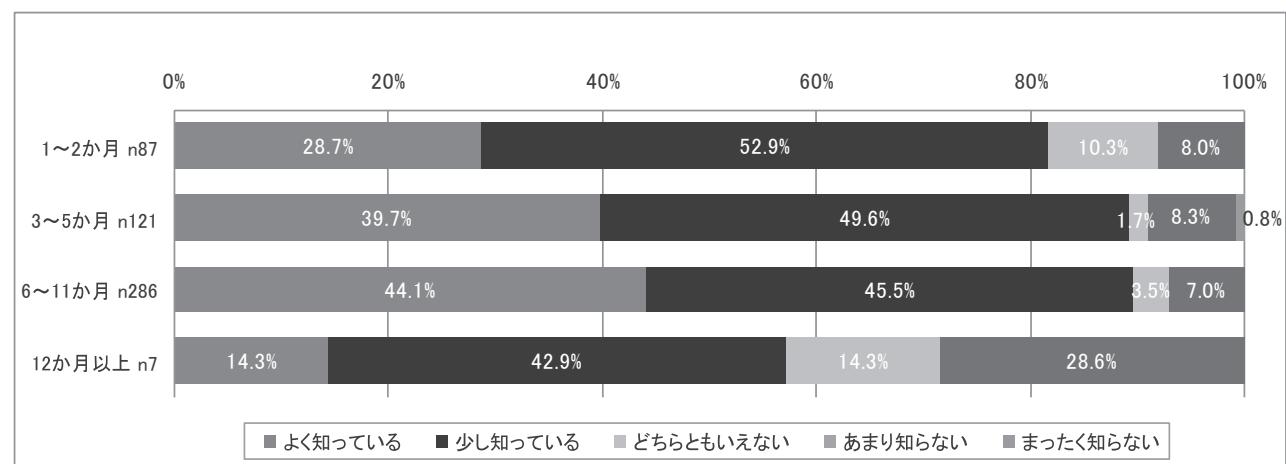
モニタリングの頻度と事故防止等の関連

訪問介護事業者のモニタリングの頻度と事故防止等の関連をみると、以下のグラフで分かるように連絡を良くとっている事業者ほど「事故情報の公表」、「福祉用具 JIS が規定する福祉用具の種類」、「業界団体の注意喚起の活動」を良く知っており、これらとの関係性が強いといえる。

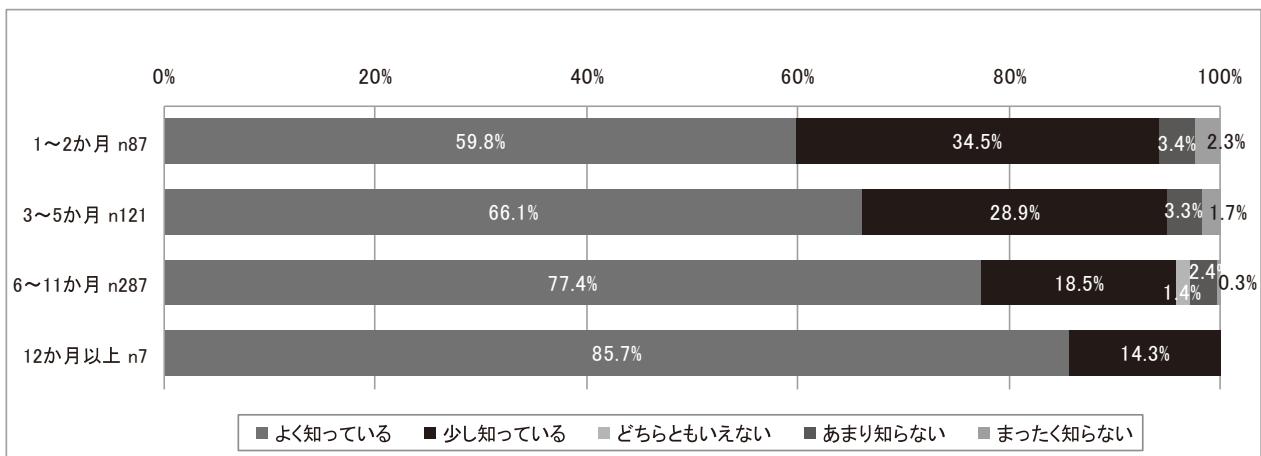
図表 82 モニタリングの頻度と事故情報の公表 ***



図表 83 モニタリングの頻度と福祉用具 JIS が規定する福祉用具の種類 *



図表 84 モニタリングの頻度と業界団体の注意喚起の活動 n.s



4 訪問介護事業所 単純集計 (N=419)

基本属性

回答者の属性をみると性別では「女性」が 81.4%と 8割以上を占めている。年齢では、「50歳台」が 37.2%と最も多く、次いで「40歳台」が 28.2%の順となっており、この両方で 65%以上を占めている。

図表 85 性別

	回答数	パーセント
男性	68	16.2
女性	341	81.4
無回答	10	2.4
合計	419	100.0

図表 86 年齢

	回答数	パーセント
20歳台	24	5.7
30歳台	80	19.1
40歳台	118	28.2
50歳台	156	37.2
60歳以上	25	6.0
無回答	16	3.8
合計	419	100.0

問 I 働いている場所など

訪問介護事業者の回答のあった中から、無回答を含む内容をみると、働いている事業所の種別では「民間企業（株式会社・有限会社）」が 55.1%と最も多くを占めている。入社・入職年数では、「5年以上～10年未満」が 38.2%と最も多く、次いで「10年以上」が 24.6%となっている。この両方を合わせた 5年以上は 6割以上を占めている。

図表 87 I-1 働いている事業所の種別

	回答数	パーセント
民間企業(株式会社・有限会社)	231	55.1
医療機関・医療法人	34	8.1
生活協同組合	5	1.2
農協・JA	9	2.1
社会福祉法人	64	15.3
社会福祉協議会	40	9.5
NPO 法人	24	5.7
その他	11	2.6
無回答	1	0.2
合計	419	100.0

図表 88 I-2 入社・入職年数

	回答数	パーセント
3年未満	91	21.7
3年以上～5年未満	63	15.0
5年以上～10年未満	160	38.2
10年以上	103	24.6
無回答	2	0.5
合計	419	100.0

福祉用具貸与事業所を「併設している」というところは 12.2%と少なく、「併設していない」が 83.1%と 8 割以上を占めている。また事業所の従事者数では「10人以上～30人未満」が 47.5%と最も多く半数近くを占めている。

図表 89 I-3 福祉用具貸与事業所の併設

	回答数	パーセント
併設している	51	12.2
併設していない	348	83.1
同一法人の他事業所で併設している	19	4.5
無回答	1	0.2
合計	419	100.0

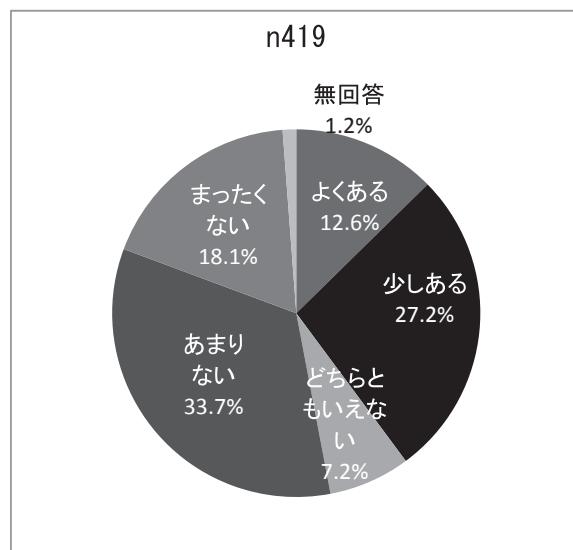
図表 90 I-4 事業所の従事者数

	回答数	パーセント
5人未満	34	8.1
5人以上～10人未満	124	29.6
10人以上～30人未満	199	47.5
30人以上～50人未満	42	10.0
50人以上	19	4.5
無回答	1	0.2
合計	419	100.0

I-5 福祉用具貸与事業者への連絡

利用に関して福祉事業者への連絡状況をみると、「あまりない」が33.7%（141人）と最も多く、「まったくない」の18.1%（76人）を合わせると5割を超えていている。

図表 91 福祉貸与事業者への連絡



I-5-1 福祉用具貸与事業者への連絡の内容

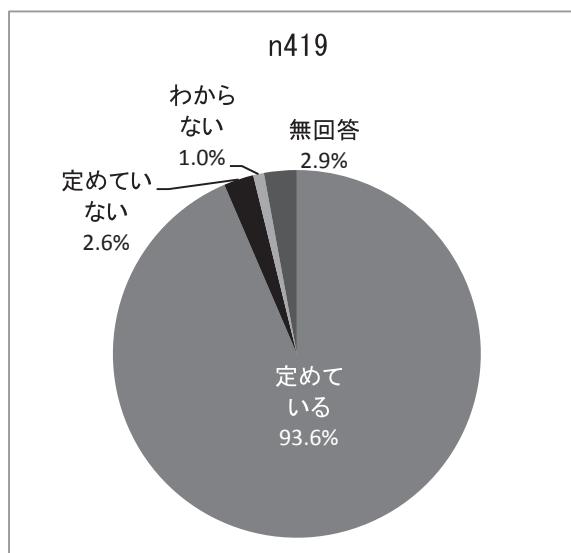
具体的な記述が160件ほどあるが、いくつかを抜粋すると以下のようなものである。

- 故障全般（ベッドや車いす等で変な音がする）、修理依頼（空気が減った、パンクした、壊れた等）
- 利用者の再ニーズが発生した事項とか、用具の不具合、車いすのタイヤ、ブレーキなど
- 車椅子のタイヤの空気の確認。杖のゴムの交換依頼など
- ベッドのリモコンが作動せずギヤッジアップが出来なくなったり時やエアマットの空気が抜けていた時、ふろ場に手すりを付けたいがどこに相談すればよいかなど多岐にわたる
- 車いすでハンドルがぐらぐらしてきている。ブレーキが甘くなっているなど長期レンタルしている分で不具合が出てきているときがある
- 利用者の対応に応じて。事前にプランにて直接、福祉用具に連絡する要件としている事柄について
- ベッドの留め具が緩んでギシギシ音がする。車いすの介助ハンドルが緩んでおじぎして戻らなくなった
- 車いすが古くなって、新しい車いすが欲しいという利用者様に対して、その利用者様にしばらくの間使用してもらうように福祉用具事業者に相談する。同様に少しでも、利用者様の希望に沿った物を検討してくれるようお願いする。
- 浴槽手すりの位置の変更依頼。安全に関ること。ベッドギヤッジアップ足あげ操作について他。
- ベッドの手すりの位置の変更。ベッド横に、リフトを取り付けてもらう。

I -6 事故発生時の対応の仕組み

事故発生時の対応の仕組みを「定めている」というところは 93.6% (392 人) とほとんどを占めている。

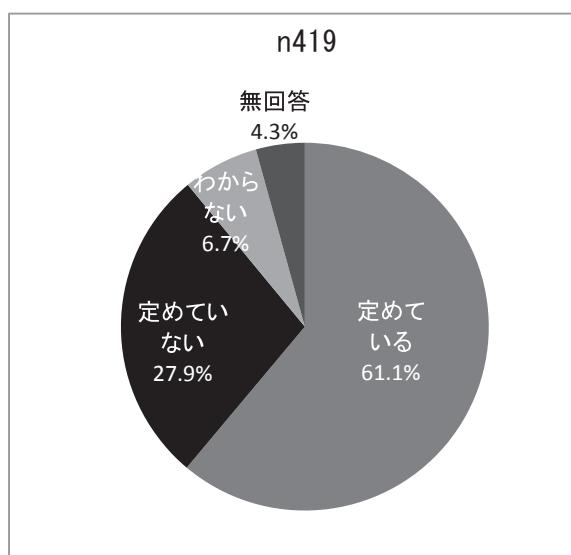
図表 92 介護 事故発生時の対応の仕組み



I -7 事故を定義づける文書

さらに事故を定義づける文書では「定めている」というところは 61.1% (256 人) と 6 割を超える。

図表 93 介護 事故を定義づける文書

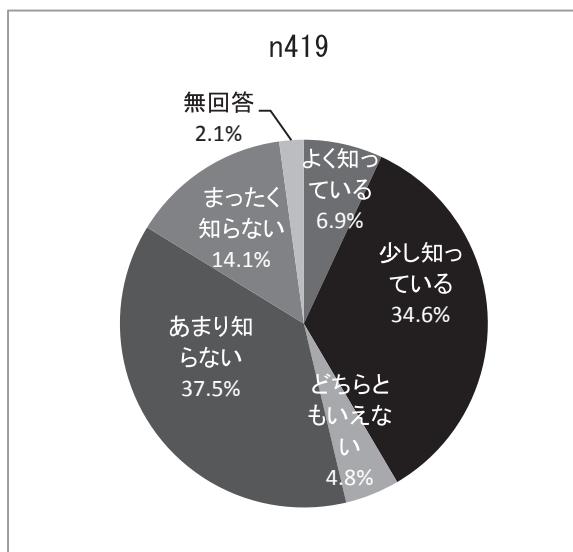


問Ⅱ 福祉用具の活用や事故防止に関して貴事業所の取り組みなど

Ⅱ-1 事故情報の公表

事故情報が公表されていることをみると「あまり知らない」が37.5%（157人）と最も多く、「まったく知らない」の14.1%（59人）を合わせると半数以上を占めている。

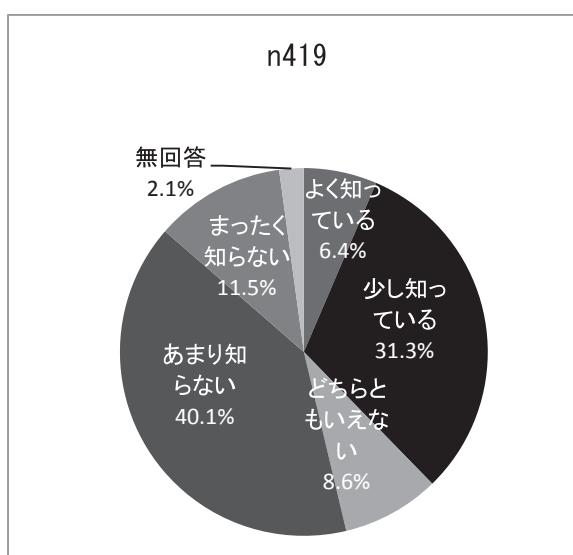
図表94 介護 事故情報の公表



Ⅱ-2 福祉用具 JIS が規定する福祉用具の種類

さらに福祉用具 JIS が規定する福祉用具の種類についてみると「あまり知らない」が40.1%（168人）と最も多く、「まったく知らない」の11.5%（48人）を合わせると半数以上を占めている。

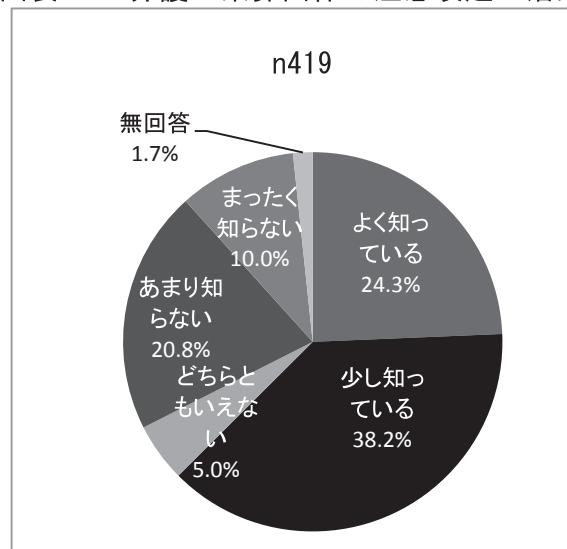
図表95 介護 福祉用具 J I S が規定する福祉用具の種類



II-3 業界団体の注意喚起の活動

また、ベッド柵の挟み込み事故などに対して、業界団体が注意喚起の活動をおこなっていることでは「少し知っている」が 38.2%（160 人）で最も多く、次いで「よく知っている」が 24.3%（102 人）となっており、両方を合わせると 6 割以上を占めている。

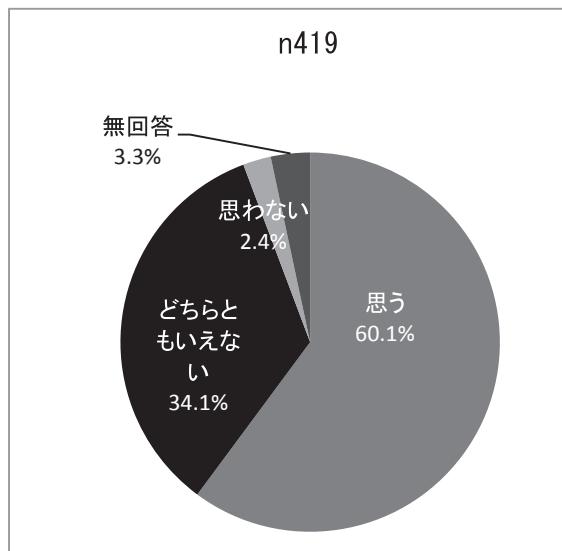
図表 96 介護 業界団体の注意喚起の活動



II-4 福祉用具が有効に活用されていると思いますか

福祉用具が有効に使われているかという問いで、「思う」が 60.1%（252 人）で最多多い。

図表 97 介護福祉用具が有効に活用されているか



II-4-1 福祉用具が有効に活用されていると思う具体的な内容

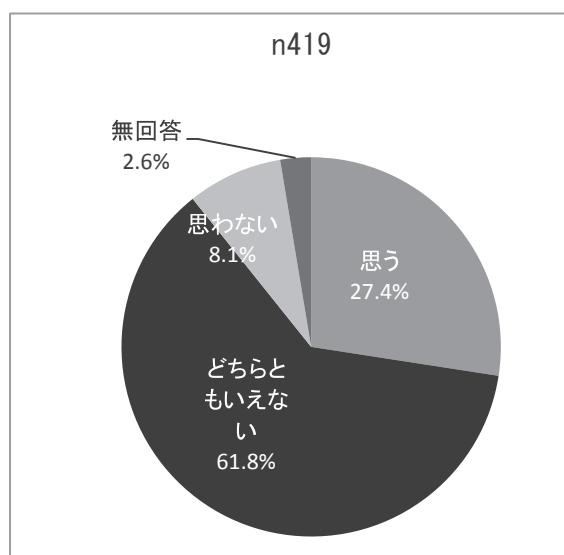
具体的な記述が230件ほどあるが、いくつかを抜粋すると以下のようなものである。

- 電動ベッドで介護者の負担が軽減した。入浴用リフトで介護者の負担が軽減した
- 入浴時にバスボードを使用したため、入浴が可能になった。介護用リフトを利用したため移動や入浴ができるようになった。立ち上がりが楽になった
- 利用者自身のためが第一ですが、家族、ヘルパーも安全安心に活用されれば有効力が大きく、必要性を感じている
- 移動がスムーズになり本人も介助者も安全性が増し、行動範囲の拡大につながっています。介護ベッドはそれぞれの機能に応じ、自立の意欲が増すとともに褥瘡の予防にも役立っています。
- ギャッジアップできるベッドは絶対必要（おむつ交換などに）。車いす、歩行器、スロープ、手すりで歩行や移動が安全にできるようになるため利用者が動ける
- 生活の中で福祉用具を利用することで、本人のできることが実現したり、増えたりとても便利だと思う。歩行器でトイレに行く。シャワーベンチで入浴を可能にする。転倒防止を予防する。床ずれをエアマットで改善する。車いすで外出を可能にする。ベッドを入れることで介護負担を軽減する
- 今まで布団で寝たきりの人がベッド利用後表情が良くなり、背上げで食事摂取も楽にできると喜んでいる。ベッド、介助バーを使う事で安全にポータブルトイレに座ることが出来て自分で排泄することが出来たのを喜んでいる。
- ベッドにたっちはあっぷを付し、ポータブルトイレに移動しやすくなった為、離床時間が多くなった。

II-5 医療器具使用者は福祉用具の事故の危険性が高い

医療器具などを使用している利用者の福祉用具の事故の危険性の高さでは「どちらともいえない」が、最も多く、61.8%（259件）を占めている。

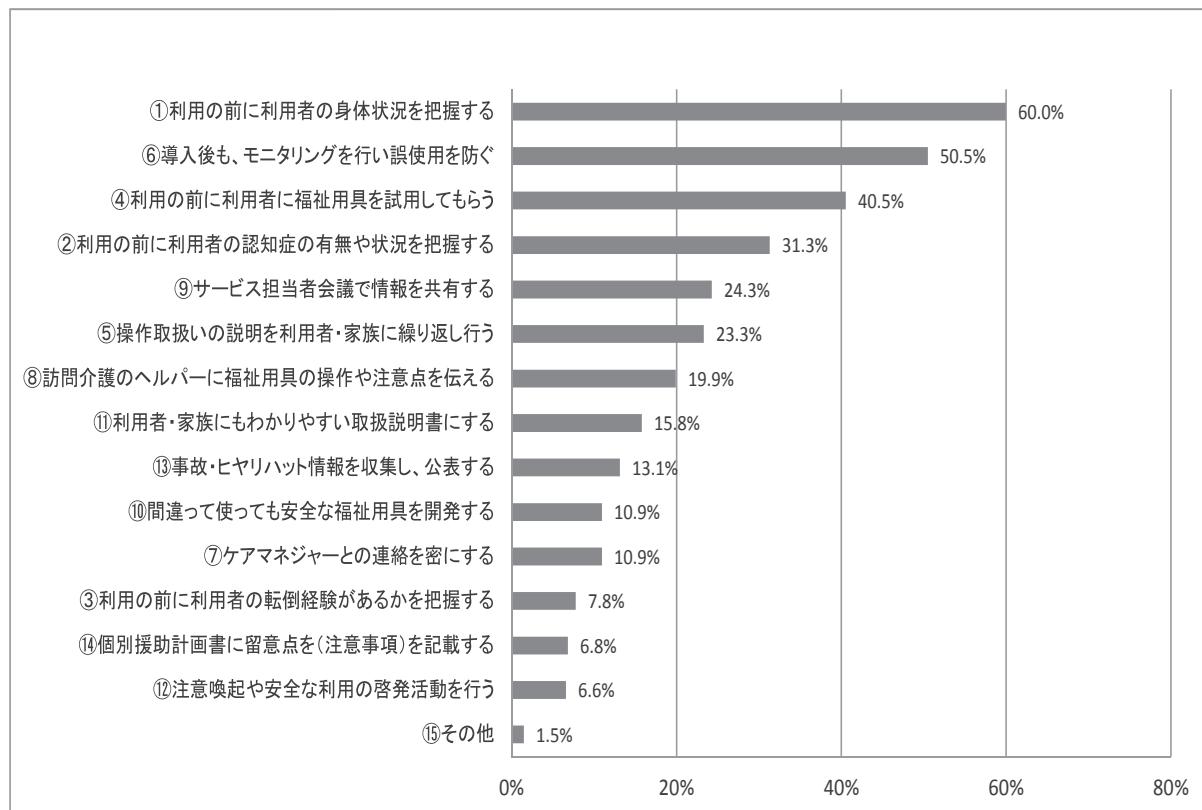
図表98 介護 医療器具使用者は事故の危険性が高い



II-6 福祉用具に関する事故を減らすための考え方 複数回答（3つまで）

福祉用具に係わる事故を減らすための考え方として「①利用の前に利用者の身体状況を把握する」が 60.0% (247 人)、次いで「⑥導入後も、モニタリングを行い誤使用を防ぐ」が 50.5% (208 人)、「④利用の前に利用者に福祉用具を試用してもらう」が 40.5% (167 人) の順となり、この 3 つが上位を占めている。

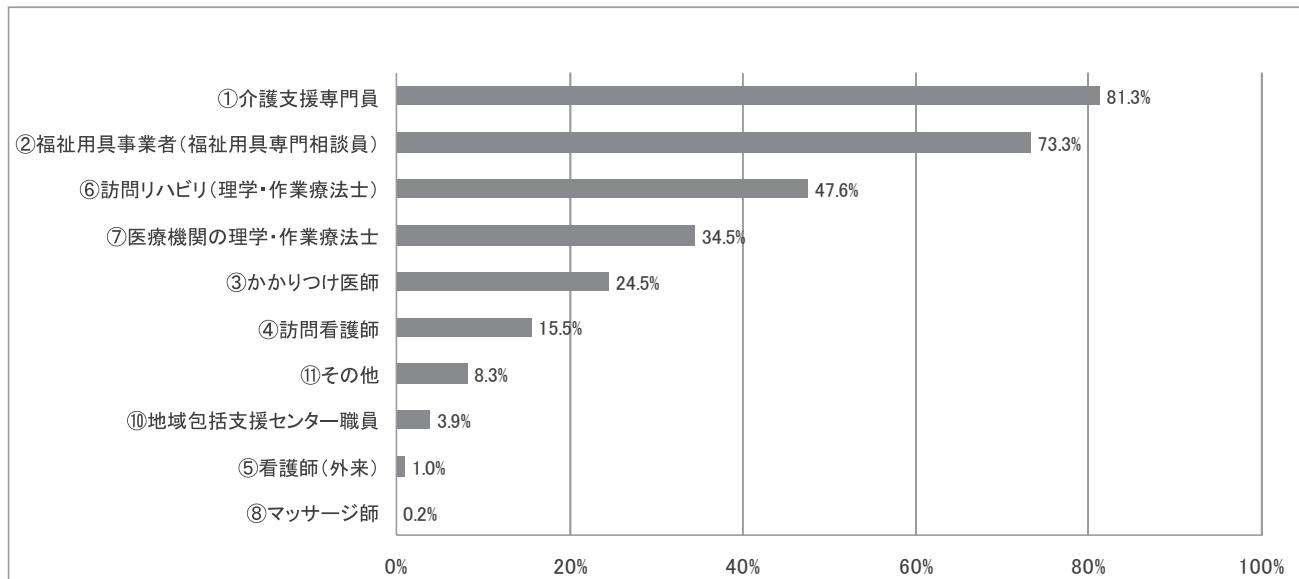
図表 99 福祉用具の事故を減らすための考え方（複数回答）n412



II-7 困ったときの相談相手 複数回答（3つまで）

福祉用具の利用を進めるために困ったときの相談相手として「①介護支援専門員」が 81.3% (335 人)、次いで「②福祉用具事業者（福祉用具専門相談員）」が 73.3% (302 人)、「⑥訪問リハビリ（理学・作業療法士）」が 47.6% (196 人) の順となり、この 3 つが上位を占めている。

図表 100 困ったときの相談相手（複数回答）n412



II-8 福祉用具の安全な活用に向けた連携について（自由記述）

具体的な記述が 150 件ほどあるが、いくつかを抜粋すると以下のようなものである。

- 福祉用具に関わる担当者並びに家族との会議のなかで納得できる利用の仕方、安全性などを把握する
- 専門相談員がリスクを熟知し、本人や家族に説明して導入をする。関わる理学療法士や作業療法士、看護師、ケアマネジャーに選定時の相談をする
- 福祉用具導入にあたり、各職種より情報収集、アセスメントを行い、最大限に残存機能が活かせ、動作の容易性を向上できる福祉用具を選定する。サービス利用にあたり、各職種より取扱状況、福祉用具の整合性を常に検証できるチームケアを行っていくと事故の発生を防げるのではないかと考える
- ヘルパー事業所と福祉用具専門相談員の事業所での連携が多いケースと少ないケースがある。価格の是正。モニタリングをしない事業者がある、電話してもアフターフォローに時間がかかる事業所も中にはある。
- 見方が違うことがあるので、評価した時点での共通認識をスタート時点で十分把握しておく
- ヘルパー業務の中で利用者が安全に活用できるように福祉用具の活用状況をモニタリングしてケアマネジャーに報告しています。
- 月 1 回の訪問による点検を徹底してほしい。その時必ず意見を聞いてほしい
- 取扱い説明会を定期的に開催したり、新製品のプレゼンをしてもらい福祉用具に対する理解を深める
- 福祉用具の情報を、ケアマネジャーだけでなく、訪問介護の責任者や現場のヘルパーにも提供してほしい。

5 訪問介護事業所・クロス集計

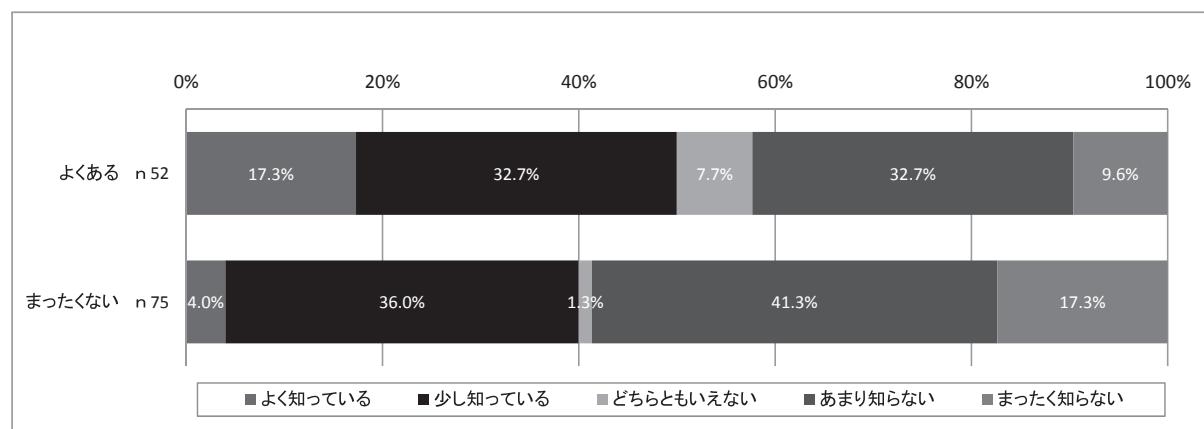
訪問介護事業所のなかで福祉用具貸与事業所への連絡と福祉用具の事故防止に関してクロス集計を行った。χ²二乗検定で有意なものにはグラフの中で＊等で示している。

(*** : p < .001、 ** : p < .01、 * p < .05、 n.s : not significant)

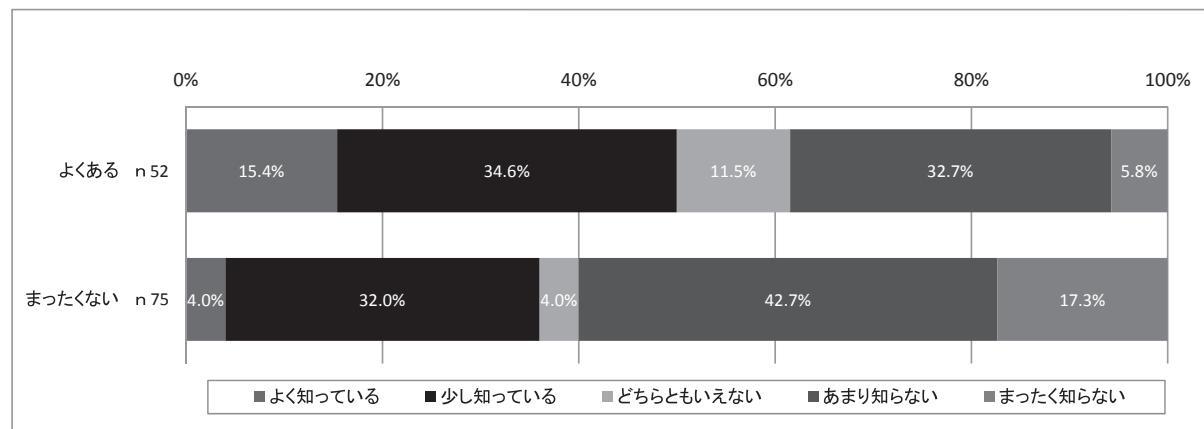
福祉用具貸与事業者への連絡と事故防止等の関連

福祉用具貸与事業者への連絡と事故防止等の関連をみると、以下のグラフで分かるように連絡を良くとっている事業者ほど「事故情報の公表」「福祉用具 JIS が規定する福祉用具の種類」「業界団体の事故防止のための注意喚起の活動」などを良く知っており、これらとの関係性が強いといえる。

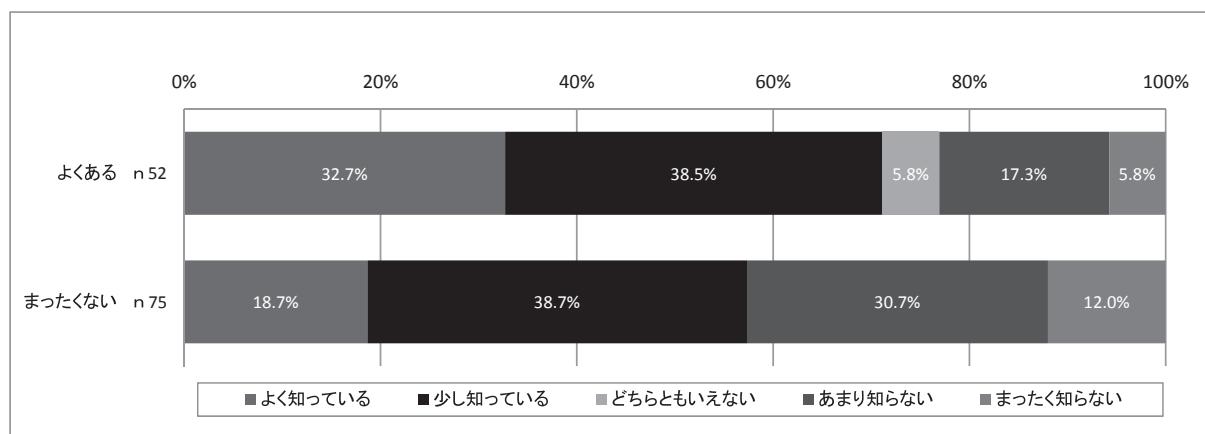
図表 101 福祉用具貸与事業者への連絡と事故情報の公表 *



図表 102 福祉用具貸与事業者の連絡と福祉用具 JIS が規定する福祉用具の種類 *



図表 103 福祉用具貸与事業者への連絡と業界団体の注意喚起の活動 *



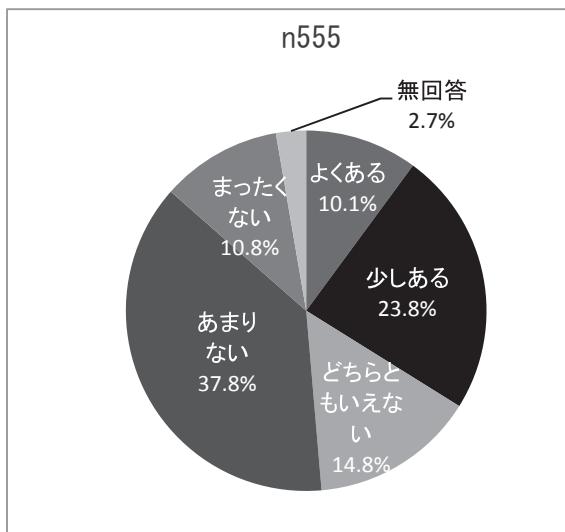
6 福祉用具貸与事業所+訪問介護事業所 共通設問比較

(1) 連絡・事故対応など

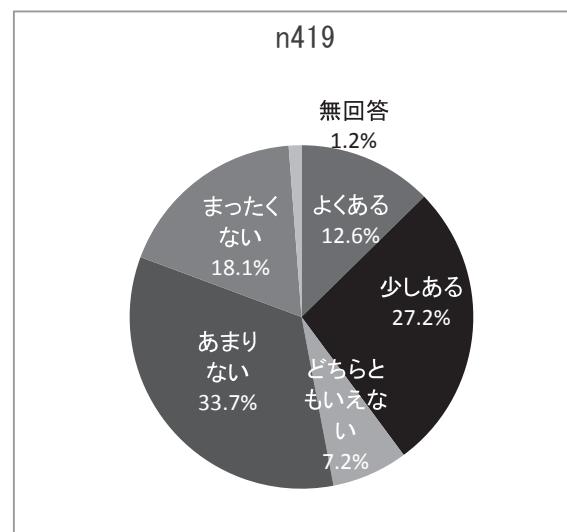
お互いの事業者への連絡

両方の調査で共通する設問のなかで連絡について比較すると、福祉用具貸与事業者、訪問介護事業者とも「あまりない」が3割以上占めており、「まったくない」を合わせると5割前後になり、お互いに連絡・連携が出来ているとは言えない。

図表 104 貸与 訪問介護事業者への連絡



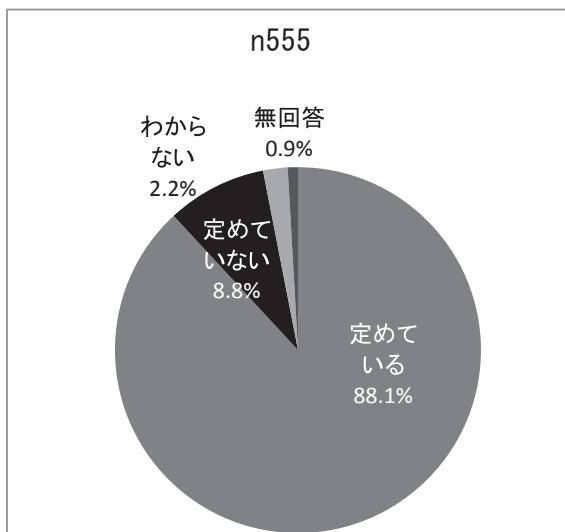
図表 105 介護 福祉貸与事業者への連絡



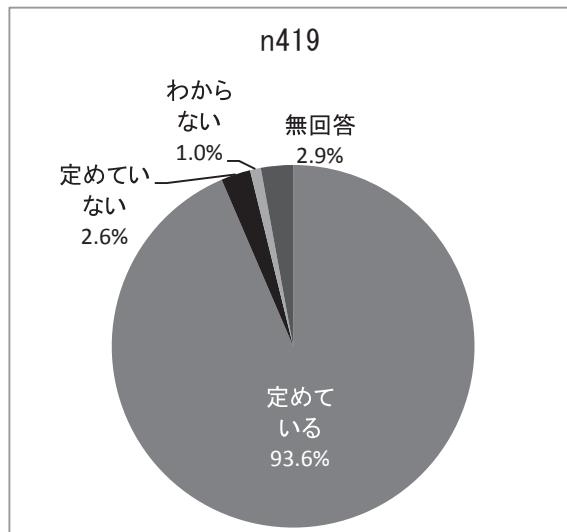
事故発生時の対応の仕組み

事故発生時の対応の仕組みを比較すると、「定めている」がそれぞれ 88.1%、93.3%と 9 割前後で仕組みが定められている。

図表 106 事故発生時の対応の仕組み



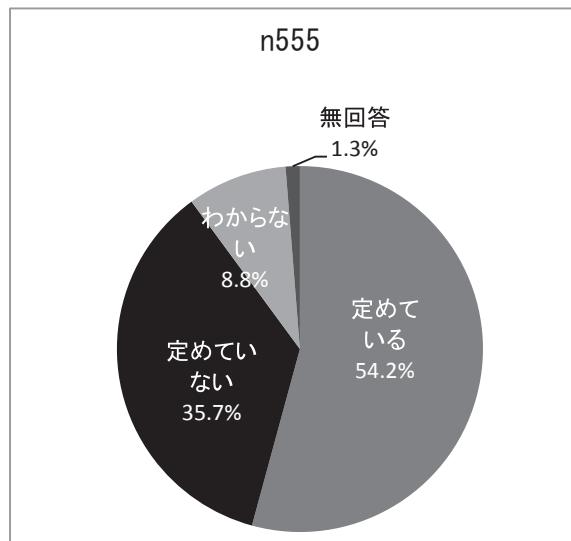
図表 107 介護 事故発生時の対応の仕組み



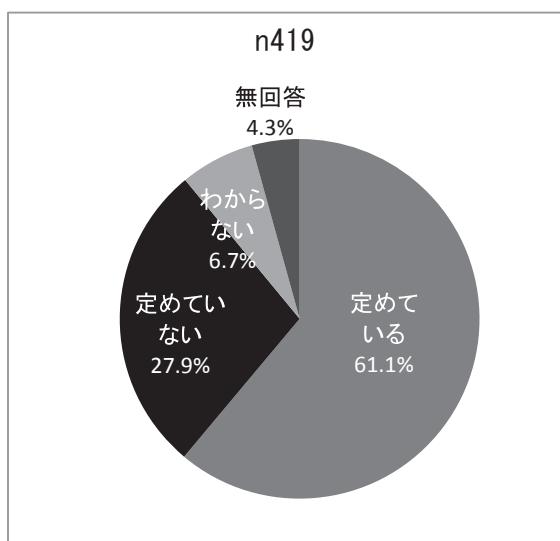
事故を定義づける文書

事故を定義づける文書の有無を比較すると、「定めている」がそれぞれ 54.2%、61.1%と 6 割前後で仕組みが定められているが、「定めていない」という回答も 3 割前後みられる。

図表 108 貸与 事故を定義づける文書



図表 109 介護 事故を定義づける文書

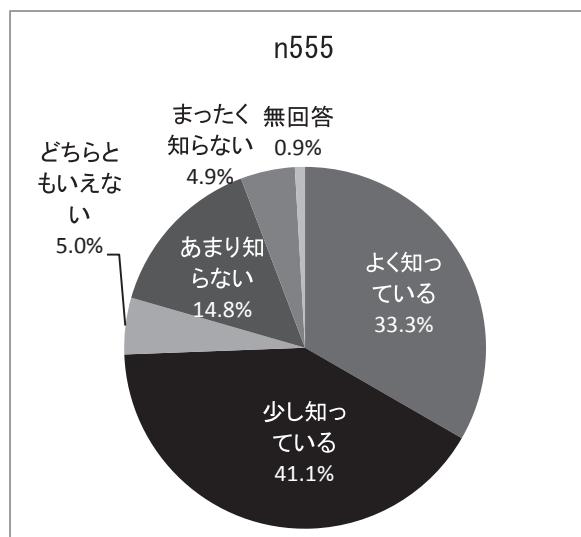


(2) 福祉用具の規定や団体活動など

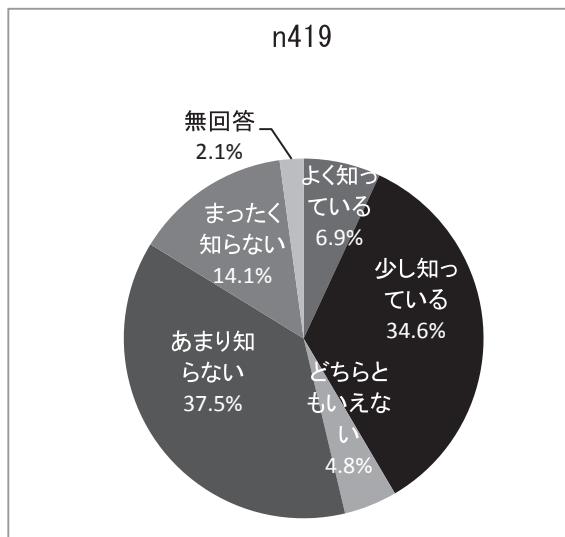
事故情報の公表

事故情報の公表の周知度を比較すると、福祉用具貸与事業者では「よく知っている」「少し知っている」の両方で 7 割以上を占めるが、訪問介護事業者では「まったく知らない」「あまり知らない」の両方で 5 割以上みられ、周知の違いが大きい。

図表 110 貸与 事故情報の公表



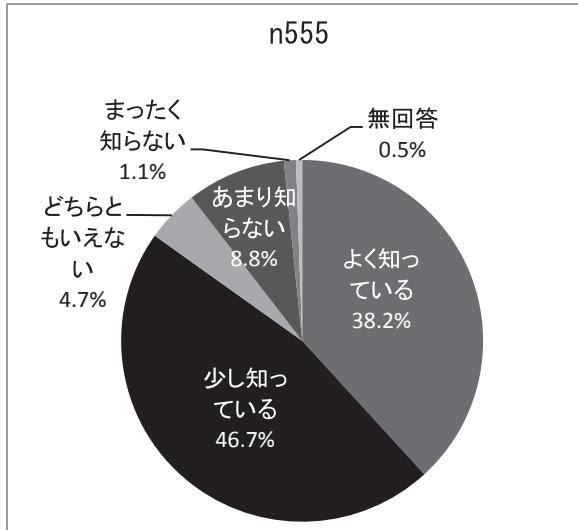
図表 111 介護 事故情報の公表



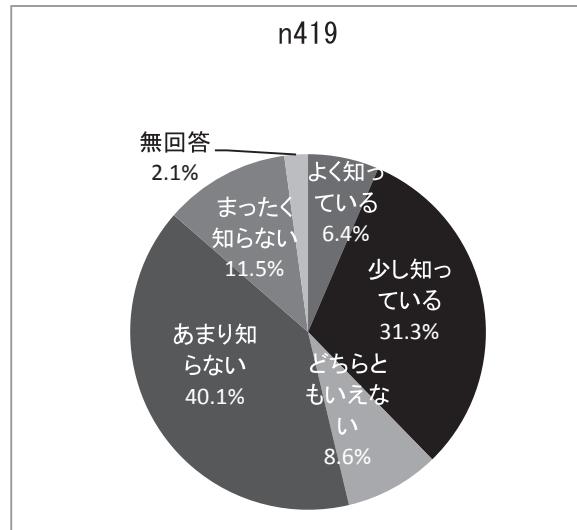
福祉用具 JIS が規定する福祉用具の種類

福祉用具 JIS が規定する福祉用具の周知度を比較すると、福祉用具貸与事業者では「よく知っている」「少し知っている」の両方で8割以上を占めるが、訪問介護事業者では「まったく知らない」、「あまり知らない」の両方で5割以上みられ、周知の違いが大きい。

図表 112 貸与 福祉用具 JIS が規定する福祉用具の種類



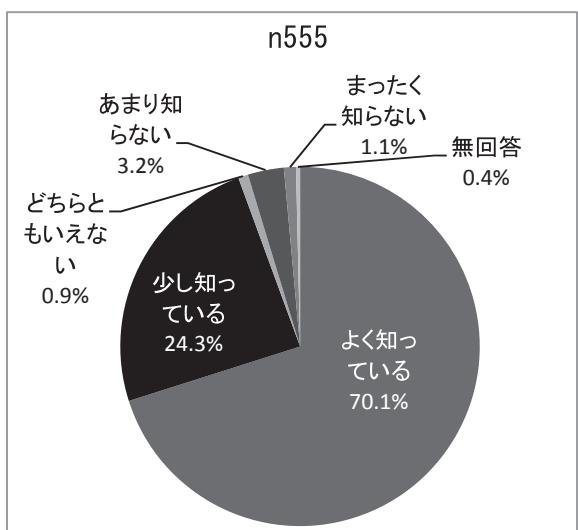
図表 113 介護 福祉用具 JIS が規定する福祉用具の種類



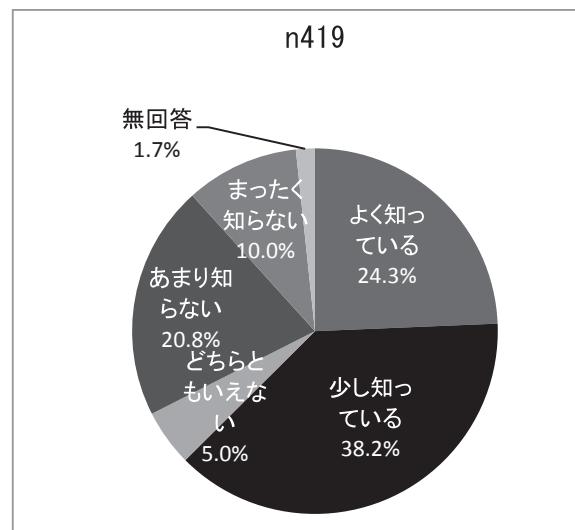
業界団体の注意喚起の活動

福祉用具に関する業界団体の注意喚起の活動についての周知度を比較すると、福祉用具貸与事業者では「よく知っている」「少し知っている」の両方で9割以上を占めるが、訪問介護事業者では「よく知っている」「少し知っている」の両方で6割以上とやや周知の違いが大きい。

図表 114 貸与 業界団体の注意喚起の活動



図表 115 介護 業界団体の注意喚起の活動

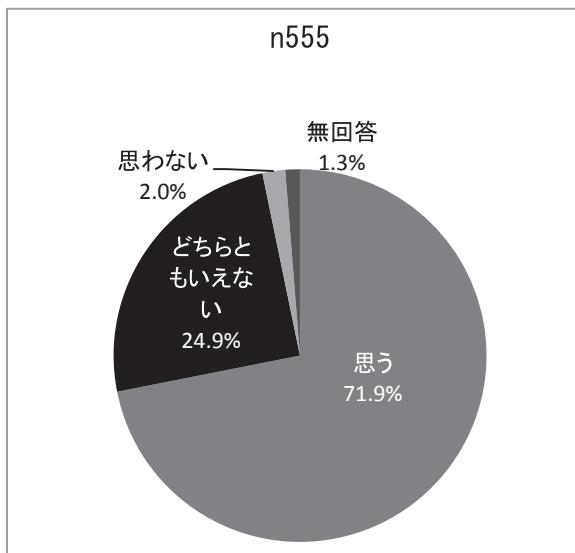


(3) 福祉用具の有効活用など

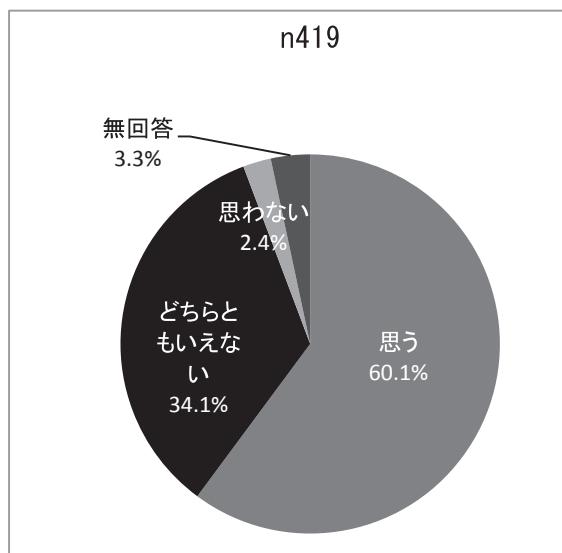
福祉用具が有効に活用されていると思いますか

福祉用具が有効に活用されているかを比較すると、福祉用具貸与事業者では「思う」が7割以上であるが、訪問介護事業者では「思う」が6割と10%程度の認識の違いがみられる。

図表 116 貸与 福祉用具が有効に活用されているか



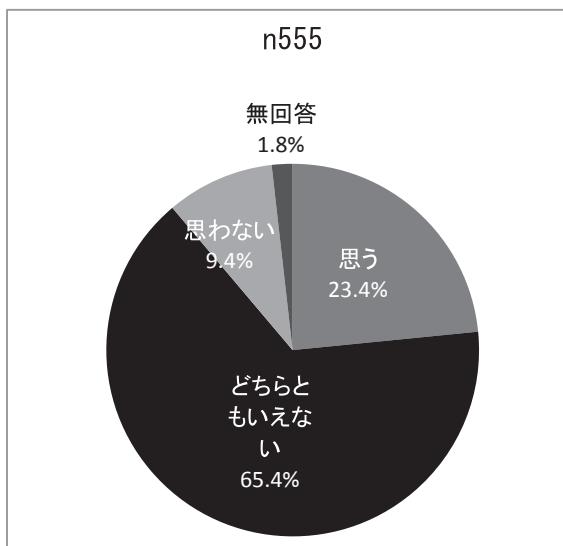
図表 117 介護 福祉用具が有効に活用されているか



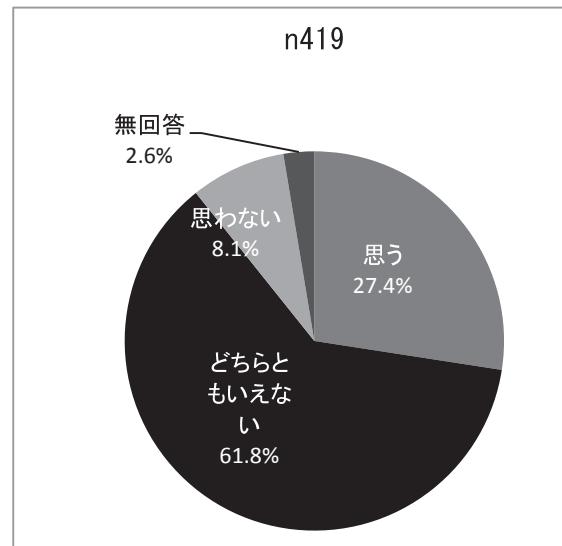
医療器具使用者は福祉用具の事故の危険性が高いと思いますか

また、医療器具使用者は福祉用具の事故の危険性が高いかを比較すると、福祉用具貸与事業者、訪問介護事業者双方とも「どちらともいえない」が6割以上とほぼ同じ回答であった。

図表 118 貸与 医療器具使用者は事故の危険性が高い



図表 119 介護 医療器具使用者は事故の危険性が高い

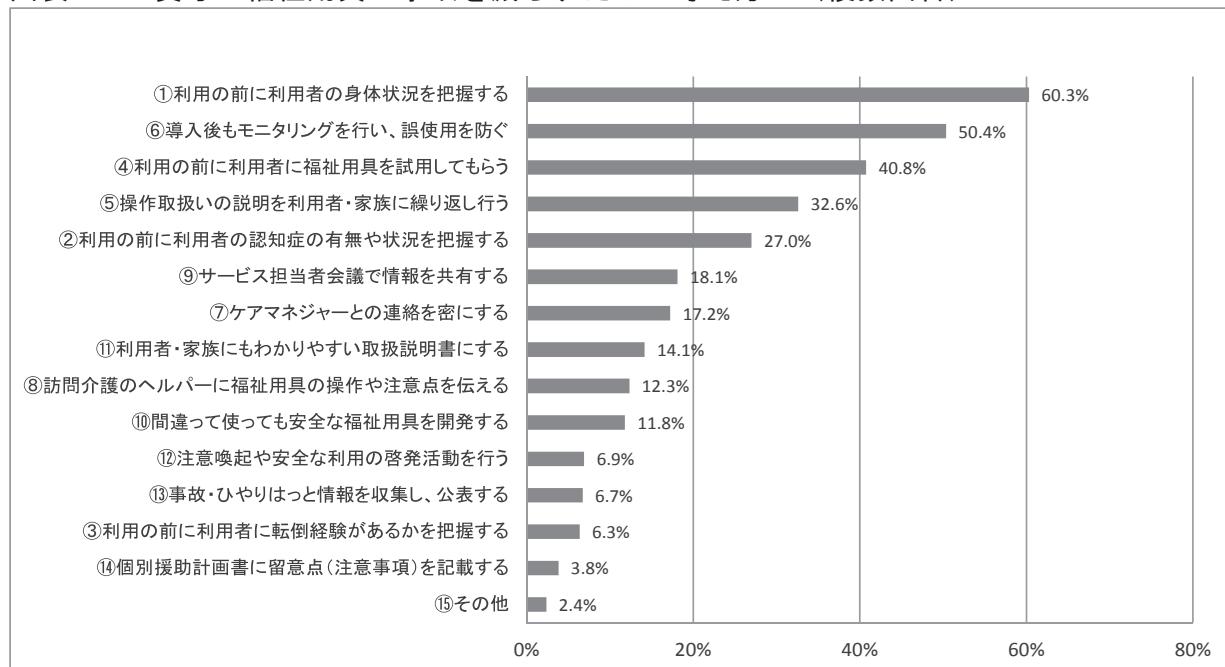


(4) 福祉用具の事故を防ぐために

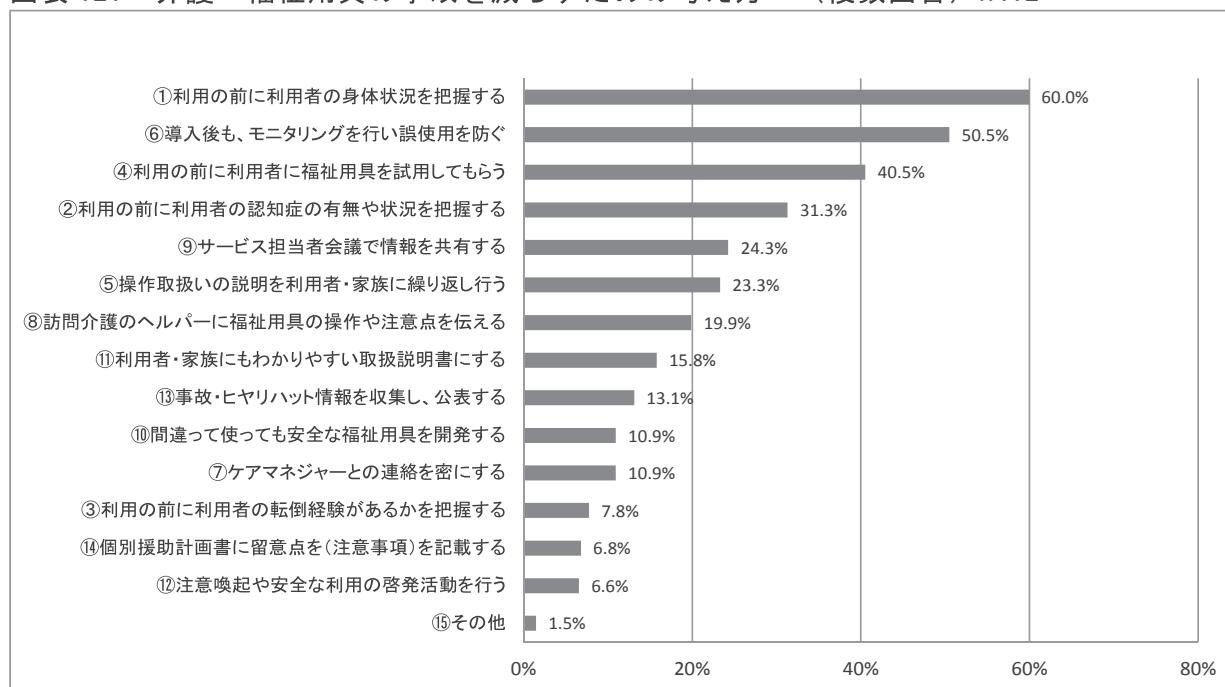
福祉用具に係わる事故を減らすための考え方

福祉用具に係わる事故を減らすための考え方を比較すると、「①利用の前に利用者の身体状況を把握する」が6割、次いで「⑥導入後も、モニタリングを行い誤使用を防ぐ」が5割、「④利用の前に利用者に福祉用具を試用してもらう」が4割の順となり、どちらもこの3つが上位を占めている。

図表 120 貸与 福祉用具の事故を減らすための考え方 (複数回答) n552



図表 121 介護 福祉用具の事故を減らすための考え方 (複数回答) n412

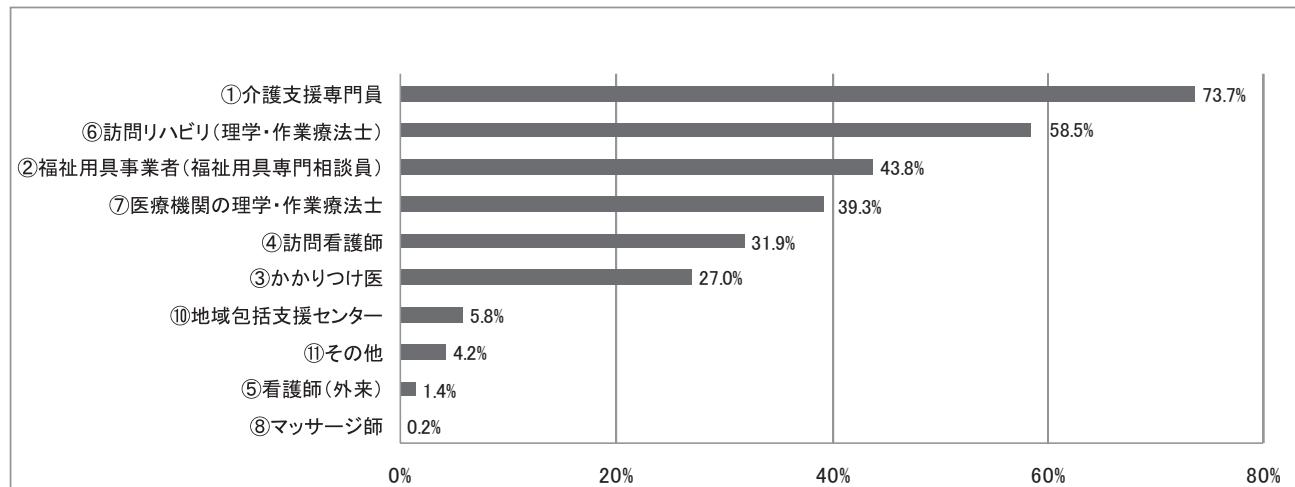


(5) 困ったときの相談相手

困ったときの相談相手

福祉用具の利用を進めるために困ったときの相談相手として「介護支援専門員」が 73.7%、次いで「訪問リハビリ（理学・作業療法士）」が 58.5%、「福祉用具事業者（福祉用具専門相談員）」が 43.8%の順となり、この 3つが上位を占めている。

図表 122 貸与 困った時の相談相手 （複数回答） n522



図表 123 介護 困ったときの相談相手 （複数回答） n412

